

監 査 報 告 書

学校法人 広島理容美容学園

理事長 山崎 賢治 殿

私たち監事は、学校法人広島理容美容学園の寄付行為第16条の規程により、学校法人広島理容美容学園の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度における業務及び会計の監査を行い、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事長及び関係職員の報告を受け、必要に応じて説明を求め、理事会(評議員会)議事録をはじめとする関係書類を閲覧、計算関係書類(学校法人会計基準に基づく貸借対照表等)を精査した上で、学校法人の業務執行の妥当性及び計算関係書類の正確性を検討した。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、業務執行状況を正しく示しているものと認める。
- 二 理事の業務執行に関する不正行為又は寄付行為に違反する事実は認められない。

(2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、学校法人の財産及び収支の状況を適正に表示しているものと認める。

令和元年6月3日

学校法人 広島理容美容学園

監 事

大久保 裕展



監 事

森山 正彦

